

各位

投資信託約款の変更に関するお知らせ

記

銘柄名				銘柄コード
①	One	ETF	日経225	1369
②	One	ETF	トピックス	1473
③	One	ETF	JPX日経400	1474
④	One	ETF	JPX／S&P 設備・人材投資指数	1484
⑤	One	ETF	JPX日経中小型	1493
⑥	One	ETF	ESG	1498
⑦	One	ETF	東証REIT指数	2556
⑧	One	ETF	南方 中国A株 CSI500	2553

	変更後	変更前
①	日経平均トータルリターン・ インデックス	日経平均株価（日経２２５）
②	東証株価指数（ＴＯＰＩＸ） （配当込み）	東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）
③	J P X 日経４００（配当込み）	J P X 日経インデックス４００ （J P X 日経４００）
④	J P X / S & P 設備・人材投資指数 （トータルリターン）	J P X / S & P 設備・人材投資指数
⑤	J P X 日経中小型（配当込み）	J P X 日経中小型株指数 （J P X 日経中小型）
⑥	FTSE J P X Blossom Japan Index （配当込み）	FTSE J P X Blossom Japan Index
⑦	東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）	東証ＲＥＩＴ指数

	変更後	変更前
⑧	C S I スモールキャップ 5 0 0 指数（円換算ベース、配当込み）	C S I スモールキャップ 5 0 0 指数（円換算ベース）

2026年7月31日に開示しました「「One ETF」一部連動対象指数の配当込み化に関する変更のお知らせ」に記載のとおり、当社では、①～⑧のファンドの連動対象指数を「配当を除く指数」から「配当を含む指数」に変更することにより、ファンドのパフォーマンスを正確に比較分析、開示することが可能となり、プロダクトガバナンス強化やフィデュシャリー・デューティーの向上に資すると判断したため、約款に所要の変更を行うものです。

（B）上記⑧のファンドについて、受益権の取得申込み、一部解約の申込不可日に「シンガポール取引所の休業日」を追加します。

2026年7月24日に開示しました「「One ETF 南方 中国A株 CSI 500」債務引受の申込受付開始に関する変更のお知らせ」に記載のとおり、債務引受の申込受付を開始するにあたり、金銭型ETFの設定・解約の決済に係る清算制度の条件に対応するべく、シンガポール取引所に上場される先物取引を利用するため、約款に所要の変更を行うものです。

3. 日程

金融庁届出日 ：2026年10月7日

約款変更日 ：2026年10月9日

4. 書面決議の手続き等

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

5. 投資信託約款の新旧対照表

One ETF 日経225

（新）	（旧）
<信託の目的および金額> 第3条 （略） ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として日経平均トータルリターン・インデックス（以下「対象指数」といいます。）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. （以下略）	<信託の目的および金額> 第3条 （略） ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として日経平均株価（日経225）（以下「対象指数」といいます。）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. （以下略）

One ETF トピックス

(新)	(旧)
<信託の目的および金額> 第3条 (略) ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として<u>東証株価指数(TOPIX)(配当込み)</u>(以下「対象指数」といいます。)に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. (以下略)	<信託の目的および金額> 第3条 (略) ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として<u>東証株価指数(TOPIX)</u>(以下「対象指数」といいます。)に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. (以下略)

One ETF JPX日経400

(新)	(旧)
<信託の目的および金額> 第3条 (略) ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として<u>JPX日経400(配当込み)</u>(以下「対象指数」といいます。)に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. (以下略)	<信託の目的および金額> 第3条 (略) ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として<u>JPX日経インデックス400(JPX日経400)</u>(以下「対象指数」といいます。)に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. (以下略)

One ETF JPX/S&P 設備・人材投資指数

(新)	(旧)
<信託の目的および金額> 第3条 (略) ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として<u>JPX/S&P 設備・人材投資指数(トータルリターン)</u>(以下「対象指数」といいます。)に採用されているまたは採用が決定された	<信託の目的および金額> 第3条 (略) ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として<u>JPX/S&P 設備・人材投資指数</u>(以下「対象指数」といいます。)に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式である

(新)	(旧)
銘柄の株式であること 2. (以下略)	こと 2. (以下略)

One ETF J P X日経中小型

(新)	(旧)
<信託の目的および金額> 第3条 (略) ②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として <u>J P X日経中小型(配当込み)</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. (以下略)	<信託の目的および金額> 第3条 (略) ②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として <u>J P X日経中小型株指数 (J P X日経中小型)</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. (以下略)

One ETF ESG

(新)	(旧)
<信託の目的および金額> 第3条 (略) ②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として <u>FTSE JPX Blossom Japan Index (配当込み)</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. (以下略)	<信託の目的および金額> 第3条 (略) ②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。 1. 原則として <u>FTSE JPX Blossom Japan Index</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること 2. (以下略)

One ETF 東証REIT指数

(新)	(旧)
<信託の目的および金額> 第3条 (略) ②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。	<信託の目的および金額> 第3条 (略) ②前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。

(新)	(旧)
1. 原則として<u>東証REIT指数（配当込み）</u>（以下「対象指数」といいます。）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券（わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）をいいます。以下同じ。）であること 2. （以下略）	1. 原則として<u>東証REIT指数</u>（以下「対象指数」といいます。）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券（わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）をいいます。以下同じ。）であること 2. （以下略）

One ETF 南方 中国A株 CSI500

(新)	(旧)
<受益権の申込単位および価額> 第13条 （略） ②（略） ③（略） ④委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第5号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、受益権の取得申込みを受付けることがあります。 1. 取得申込受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く4暦日後の日までの期間に上海証券取引所、深セン証券取引所、中国の銀行のいずれかの休業日がある場合、日本の営業日でない日がある場合、または2暦日後から4暦日後の日ま	<受益権の申込単位および価額> 第13条 （略） ②（略） ③（略） ④委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、受益権の取得申込みを受付けることがあります。 1. 取得申込受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く4暦日後の日までの期間に上海証券取引所、深セン証券取引所、中国の銀行のいずれかの休業日がある場合、日本の営業日でない日がある場合、または2暦日後から4暦日後の日ま

(新)	(旧)
での期間にニューヨークの銀行の休業日がある場合 <u>2. 取得申込受付日当日がシンガポール取引所の休業日の場合</u> <u>3. 第42条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）</u> <u>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</u> <u>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき</u> ⑤（以下略）	での期間にニューヨークの銀行の休業日がある場合 <u>2. 第42条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）</u> <u>3. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</u> <u>4. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき</u> ⑤（以下略）
<運用の基本方針> 第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。 1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>C S I スモールキャップ 5 0 0 指数(円換算ベース、配当込み)</u>（以下「<u>対象指数</u>」といいます。）の変動率に一致させることを目的として、主として中国の金融商品取引所に上場している人民元建ての株式（以下「中国A株」といいます。）を主要投資対象とする上場投資信託証券（以下「中国A株E T F」といいます。）への投資を通じて、<u>対象指数</u>に採用されている銘柄の株式に対する投資として運用を行います。 2. （略）	<運用の基本方針> 第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。 1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>C S I スモールキャップ 5 0 0 指数(円換算ベース)</u>の変動率に一致させることを目的として、主として中国の金融商品取引所に上場している人民元建ての株式（以下「中国A株」といいます。）を主要投資対象とする上場投資信託証券（以下「中国A株E T F」といいます。）への投資を通じて、<u>C S I スモールキャップ 5 0 0 指数</u>に採用されている銘柄の株式に対する投資として運用を行います。 2. （略）

(新)	(旧)
3. <u>対象指数</u>への連動性を高めるため、中国A株に直接投資する場合や、株価指数先物取引等を活用する場合があります。 4. (以下略)	3. <u>C S I スモールキャップ 5 0 0 指数 (円換算ベース)</u> への連動性を高めるため、中国A株に直接投資する場合や、株価指数先物取引等を活用する場合があります。 4. (以下略)
＜信託事務の諸費用および監査費用＞ 第44条 (略) ②受益権の上場にかかる費用および<u>対象指数</u>の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料等（以下「商標使用料等」といいます。）ならびに当該上場にかかる費用および当該商標使用料等にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。 ③ (略)	＜信託事務の諸費用および監査費用＞ 第44条 (略) ②受益権の上場にかかる費用および<u>C S I スモールキャップ 5 0 0 指数</u>の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料等（以下「商標使用料等」といいます。）ならびに当該上場にかかる費用および当該商標使用料等にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。 ③ (略)
＜信託契約の一部解約＞ 第51条 (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、第1項の一部解約の実行の請求の受付を停止します。ただし、第1号から第<u>5</u>号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、一部解約の実行の請求を受付けることがあります。 1. 一部解約の実行の請求受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く4暦日後の日までの期間に上海証券取引所、深セン証券取引	＜信託契約の一部解約＞ 第51条 (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、第1項の一部解約の実行の請求の受付を停止します。ただし、第1号から第<u>4</u>号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、一部解約の実行の請求を受付けることがあります。 1. 一部解約の実行の請求受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く4暦日後の日までの期間に上海証券取引所、深セン証券取引

(新)	(旧)
所、中国の銀行のいずれかの休業日がある場合、日本の営業日でない日がある場合、または2暦日後から4暦日後の日までの期間にニューヨークの銀行の休業日がある場合 <u>2. 一部解約の実行の請求受付日当日がシンガポール取引所の休業日の場合</u> 3. 第42条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき ⑦（以下略）	所、中国の銀行のいずれかの休業日がある場合、日本の営業日でない日がある場合、または2暦日後から4暦日後の日までの期間にニューヨークの銀行の休業日がある場合 2. 第42条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 4. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき ⑦（以下略）
＜信託契約の解約＞ 第53条 （略） ②委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 1. （略） 2. （略） 3. <u>対象指数</u>が廃止された場合 4. <u>対象指数</u>の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第	＜信託契約の解約＞ 第53条 （略） ②委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 1. （略） 2. （略） 3. <u>C S I スモールキャップ 5 0 0 指数</u>が廃止された場合 4. <u>C S I スモールキャップ 5 0 0 指数</u>の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と

(新)	(旧)
58条第2項に規定する書面決議により否決された場合 なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。 ③ (以下略)	認めたこの信託約款の変更が第58条第2項に規定する書面決議により否決された場合 なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。 ③ (以下略)

以上